

問 I - 4 - 5 (移行期間終了後の公益認定申請)

特例民法法人が新制度の公益法人または一般社団・財団法人に移行するための認定・認可の申請が可能な時期(平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日までの移行期間)終了後、それまでに設立された一般社団・財団法人が公益認定の申請を行うことは可能でしょうか。

答

- 1 「移行期間」(平成 20 年 12 月 1 日から 25 年 11 月 30 日まで。整備法第 44 条)とは、一般社団・財団法人法の施行日(平成 20 年 12 月 1 日)に既に設立されている民法法人(特例民法法人)が、新制度の公益法人又は一般社団・財団法人に移行するための申請をし、その申請に対する処分(移行認定・認可)を受けることができる期間にすぎません。
- 2 したがって、一般社団・財団法人として新たに設立された法人は、その設立が移行期間中であるか否かにかかわらず、この移行期間終了後も、公益法人認定法の規定に従い公益認定の申請を行うことができます。